

# 新潟県最低賃金

パートも！学生アルバイトも！

時間額

# 803

# 円

雇用する方もされる方も  
確認しとキ！！

効力発生年月日 平成30年10月1日

平成30年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀賞作品  
長岡公務員・情報ビジネス専門学校 CG・Webデザイン科 岡村 美有 さん

## 特定最低賃金

電子部品・デバイス・  
電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業  
(電球製造業及び電気計測器製造業を除く)

効力発生年月日 平成30年12月22日

時間額 **890円**

各種商品小売業

(衣食住にわたる商品を小売する)  
(百貨店、総合スーパー等)

効力発生年月日 平成30年12月31日

時間額 **824円**

自動車(新車)、  
自動車部分品・附属品  
小売業

効力発生年月日 平成30年12月20日

時間額 **898円**

◎ 新潟県最低賃金は、どのような仕事でも、どのような雇用形態(臨時採用、アルバイト、歩合給)でも、新潟県内で働く全ての労働者に適用されます。  
◎ 特定最低賃金には年齢(18歳未満、65歳以上)等の適用除外があります。

最低賃金のお問い合わせは最寄の労働基準監督署または  
新潟労働局賃金室 (☎025-288-3504) まで

※働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問い合わせはこちら

新潟県働き方改革推進支援センター (☎025-250-5222 または 0120-009-229)